

経済産業省

20150813 貿局第3号

輸出注意事項27第20号

経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月1日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部改正について

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月1日から施行する。

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現行												
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の2の項（1）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成5年12月16日から下記により行います。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用品目</p> <p>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。</p> <p>なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「告示」という。）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書II並びに経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「<u>OECD省令</u>」という。）を参照のこと。</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) 輸出承認申請書の提出先</p> <p>輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物の種類</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（<u>農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの</u>）</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外</td> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（ <u>農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの</u> ）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の2の項（1）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成5年12月16日から下記により行います。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用品目</p> <p>適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。）とする。</p> <p>なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「告示」という。）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書II並びに経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「<u>省令</u>」という。）を参照のこと。</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) 輸出承認申請書の提出先</p> <p>輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書3通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物の種類</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外</td> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（ <u>農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの</u> ）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課												
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課												

のもの	
(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局環境政策課環境指導室	
(2) 輸出承認申請の際の添付書類 <u>経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）向けであってOECD省令に掲げるものの輸出の場合と経済協力開発機構の非加盟国（以下「OECD非加盟国」という。）向け又はOECD加盟国向けであってOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。</u>	
① <u>（削る）</u>	
<u>共通事項</u>	
<u>イ 輸出承認申請理由書 1通（申請理由書様式によるもの）</u>	
<u>ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限り。）</u>	
<u>ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通</u>	
<u>ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1通</u>	
<u>ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通</u>	
<u>ヘ 適用品目に係る輸出移動書類（申請書） 2通</u>	

のもの	
(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて又は書類の提出先が不明な場合等の問合せ先…産業技術環境局環境政策課環境指導室	
(2) 輸出承認申請の際の添付書類 <u>（新設）</u>	
① <u>申請者に関する次の書類 3通</u>	
<u>イ 氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、テレックス又はファクシミリ番号</u>	
<u>ロ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（申請者が法人である場合に限り。）</u>	
<u>ハ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限り。）</u>	
【参考】 3 (2) ③、⑧（ロのみ）、⑫、⑬、⑭、⑮	
(2) ③ <u>輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 3通</u>	
(2) ⑧ <u>特定有害廃棄物等の運搬に関する次の書類 3通</u> <u>ロ 運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細</u>	
(2) ⑫ <u>適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の原本及びその写し 3通</u>	
(2) ⑬ <u>適用品目に係る輸出移動書類（申請書） 3通</u> <u>ただし、適用品目が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合</u>	

ト 別紙様式（通告書） に示す書類 1通

チ その他の必要と認められる書類

② （削る）

OECD 加盟国向けの場合（OECD 省令に掲げる物に限る。）

申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）1通

③ （削る）

OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないもの場合

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

i 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ii 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理

（上記⑫に該当するもの） 4通

(2) ⑭ 別紙様式に示す書類 3通

(2) ⑮ その他の必要と認められる書類

② （略） ※3 (2) ③参照

【参考】 3 (2) ⑤(ロのみ)

(2) ⑤ 次の書類の原本及びその写し 3通

ロ 上記2に規定する貨物（省令に掲げる物に限る。）の加盟国向けの輸出の場合には、申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③ （略） ※3 (2) ①ハ参照

【参考】 3 (2) ②、④、⑤(イのみ)、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪

(2) ②申請の理由に関する次の書類3通（省令に掲げる物の経済協力開発機構の加盟国（以下「加盟国」という。）向けの輸出の場合を除く。）

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

(2) ④ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る

的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）
各1通

- i 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類
- ii 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の原本及びその写し 各1通

ニ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の原本及びその写し 各1通

ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1通
排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程

ヘ 特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各1通

- i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
- ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）
- iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
- iv 特別な取扱いの指示

ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通

- i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況
- ii 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）

経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）
3通（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）

- イ 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類
- ロ 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

(2) ⑤ 次の書類の原本及びその写し3通

イ 上記2に規定する貨物の輸出（ロに該当する場合を除く。）の場合には、申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類

(2) ⑥ 上記2に規定する貨物の輸出（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）において、輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の原本及びその写し3通

(2) ⑦ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類3通（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）
排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程

(2) ⑨ 特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する次の書類3通（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）

- イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
- ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）
- ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
- ニ 特別な取扱いの指示

(2) ⑩ 輸入国における特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類3通（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出を除く。）

- イ 輸入国における環境関連規制の遵守の状況
- ロ 大気汚染防止対策（廃ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（廃水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）

等の環境保全対策

iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報

チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各1通

i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ii 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

の状況)等の環境保全対策

ハ その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報

(2) ⑩ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類3通

イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）

ロ 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分、判明している場合には廃棄物同定コード（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合を除く。）

④ (略) ※3 (2) ③ロ参照

⑤イ (略) ※3 (2) ③ハ参照

⑤ロ (略) ※3 (2) ②参照

⑥ (略) ※3 (2) ③ニ参照

⑦ (略) ※3 (2) ③ホ参照

⑧ (略) ※3 (2) ①ニ参照

イ 梱包の形態及び数量

ロ (略) ※3 (2) ①ニ参照

ハ 特別な取扱いの指示

⑨ (略) ※3 (2) ③へ参照

⑩ (略) ※3 (2) ③ト参照

⑪ (略) ※3 (2) ③チ参照

イ (略) ※3 (2) ③チ参照

ロ (略) ※3 (2) ③チ参照

ハ 省令における該当箇所並びに判明している場合にあってはOECD分類コード及び廃棄物同定コード（省令に掲げる物の加盟国向けの輸出の場合に限る。）

⑫ (略) ※3 (2) ①ホ参照

⑬ (略) ※3 (2) ①へ参照

⑭ (略) ※3 (2) ①ト参照

⑮ (略) ※3 (2) ①チ参照

4 輸出の承認

(1) (削る)

上記2に規定する貨物（OECD省令に掲げる物に限る。）のOECD加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) (削る)

上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであつて OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われた

4 輸出の承認

(1) (略) ※4 (2) 参照

【参考】 4 (2) ①、②、③

(2) 上記2に規定する貨物（省令に掲げる物に限る。）の加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の⑫に該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) (略) ※4 (1) 参照

【参考】 4 (1) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨

(1) 上記2に規定する貨物に係る輸出（(2)に該当する場合を除く。）の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸

ものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときにはこの限りでない。

⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。

⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の⑫に該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。

⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 「1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 3 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。」

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 「1. 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
2. 本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
3. 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。」

(申請理由書様式)

年 月 日

経済産業大臣 あて

申請者 (氏名又は名称) 印
(住 所)
担当者 (所属部署名)
(氏 名)
(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. パーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
3. 買主名及びその住所
4. 最終需要者名及びその住所
5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名 (商品名、型及び等級)
 - ② 数量及び価格
6. 最終需要者の用途
7. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(新設)

(別紙様式)

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: <input type="checkbox"/> (ii) Multiple shipments: <input type="checkbox"/> B.(i) Disposal (7): <input type="checkbox"/> (ii) Recovery: <input type="checkbox"/> C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>	
2. Importer - consignee Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. Total intended number of shipments: 5. Total intended quantity Tonnes (Mg)/m ³ : (4): 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date: Last date:	
8. Intended carrier(s) Registration No: Name (7): Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: <input type="checkbox"/> No: <input type="checkbox"/> 11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): Technology employed (6):	
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		Reason for export (1,6): 12. Designation and composition of the waste (6):	
10. Disposal facility (2): <input type="checkbox"/> or recovery facility (2): <input type="checkbox"/> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		13. Physical characteristics (5): 14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable): (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:	
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)			
State of export - dispatch		State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination
(a) JAPAN			
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			
(c)			
16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):			
Entry:		Exit:	
17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (7) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.		18. Number of annexes attached	
Exporter's - notifier's name: Date: Signature: (Printed name) ()		Signature: (Printed name) ()	
Generator's - producer's name: Date: Signature: (Printed name) ()		Signature: (Printed name) ()	
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES (Optionally, other forms are also acceptable)			
19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (7): Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:		20. Written consent (7,8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: <input type="checkbox"/> If Yes, see block 21 (6): <input type="checkbox"/> Name of competent authority: Stamp and/or signature:	
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting			

(別紙様式)

1. Reason for waste export (特定有害廃棄物等の輸出の理由)

The State of export does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないため。)

The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in the State of import (輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。)

The transboundary movement in question is in accordance with other criteria to be decided by the Parties, provided those criteria do not differ from the objectives of the Basel Convention. (輸出される特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が条約の締約国全体として条約第4条9(C)に基づき決定する基準に従って行われるため。)

2. Exporter (輸出者)
Name (氏名又は名称):
Address (住所又は所在地):
Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリの番号):
Contact person (連絡責任者):

3. Notification (事前通告)
(事前通告書番号)

Single movement (一回の移動)

General notification * 1 (包括的な通告)

* 1 : Limit of validity (有効期限):

Disposal (no recovery) operation (処分(非回収)作業)

Recovery operation * 2 (回収作業)

* 2 : Pre-authorized recovery facility (事前承認を受けた回収施設への運搬か)

yes (はい) no (いいえ)

4. Consignee (処分者)
Name (氏名又は名称):
Address (住所又は所在地):
Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリの番号):
Contact person (連絡責任者):

(1) Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facility(ies) when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments
(5) See list of abbreviations and codes on the next page
(6) Attach details if necessary
(7) Attach list if more than one
(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)
D6	Release into a water body except seas/oceans
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
D10	Incineration on land
D11	Incineration at sea
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
D15	Storage pending any of the operations in this list

RECOVERY OPERATIONS (block 11)

R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Base/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
R2	Solvent reclamation/regeneration
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials
R6	Regeneration of acids or bases
R7	Recovery of components used for pollution abatement
R8	Recovery of components from catalysts
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list

PACKAGING TYPES (block 7)

1. Drum
2. Wooden barrel
3. Jerrycan
4. Box
5. Bag
6. Composite packaging
7. Pressure receptacle
8. Bulk
9. Other (specify)

H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN Class	H-code	Characteristics
1	H1	Explosive
3	H3	Flammable liquids
4.1	H4.1	Flammable solids
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	Oxidizing
5.2	H5.2	Organic peroxides
6.1	H6.1	Poisonous (acute)
6.2	H6.2	Infectious substances
8	H8	Corrosives
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	Toxic (delayed or chronic)
9	H12	Ecotoxic
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = Road
T = Train/trail
S = Sea
A = Air
W = Inland waterways

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1. Powdery/powder
2. Solid
3. Viscous/paste
4. Sludgy
5. Liquid
6. Gaseous
7. Other (specify)

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

5. Waste generator (特定有害廃棄物等の発生者)

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :

Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシリの番号) :
Contact person (連絡責任者) :

Process and place of generation (排出過程及び排出場所) :

6. Intended carrier (予定される運搬者)

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :

Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシリの番号) :
Contact person (連絡責任者) :

7. Disposal/recovery facility (処分施設)

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :
Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシリの番号) :

Contact person (連絡責任者) :
Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery
(事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限)

8. Code No. of disposal/recovery operation (処分作業のコード番号) :

Technology employed (適用される技術) :

9. Contractual agreement between exporter and importer dated* :

(輸出者と処分者との契約合意の日付)
/ /
* See the copy of agreement attached.
(契約書の写しを添付すること。)

10. Number of annexes attached :

(別添資料の数)

11. Provision for insurance or financial guarantee: yes* (有) no (無)

(保険又は金銭的保証の条項の有無)

Period of validity (有効期間) :
* See details attached. (詳細については、資料を添付すること。)

12. Packaging type (こん包の形態) :

13. Number of packages (こん包の数) :

14. Means of transport (運搬の手段) :

<p>15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste* : (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成)</p> <p>Physical state at 20°C (20°Cにおける物理的状态) <input type="checkbox"/> Powder (粉末状) <input type="checkbox"/> Solid (固体状) <input type="checkbox"/> Paste/Viscous (糊状) <input type="checkbox"/> Sludge (泥状) <input type="checkbox"/> Liquid (液状) <input type="checkbox"/> Gaseous (気体状) <input type="checkbox"/> Others (その他): * See details attached. (詳細については、資料を添付すること。)</p>	
<p>16. Waste identification code (廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> International Waste Identification Code(IWIC) : (国際廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Other (その他)</p>	
<p>17. O E C D classification(OECD分類): <input type="checkbox"/> Amber (アンバー) <input type="checkbox"/> Red (レッド) <input type="checkbox"/> Other * (その他) O E C D number (OECD番号): * See details attached. (詳細については、資料を添付すること。)</p>	
<p>18. Special handling instructions (特別な取扱の指示): <input type="checkbox"/> yes * (有) <input type="checkbox"/> no (無) * See details attached. (詳細については、資料を添付すること。)</p>	
19. Y number (Y番号):	20. H number (H番号):
21. UN class (国際連合分類区分):	22. UN number (国際連合番号):
23. Quantity in weight and volume (重量及び体積):	
24. Intended date of movement (移動が予定されている日付): / /	
25. Code of concerned countries and point of entry and exit (関係国のコード、輸出入地点) Country of export (輸出国) Country of import (輸入国)	
Transit countries (通過国)	

26. Competent authority of country of import (輸入国の権限ある当局)

Name (名称) :
Address (所在地) :

Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリ)の番号) :
Contact person(連絡責任者) :

27. Competent authorities of countries of transit (通過国の権限ある当局)

Name (名称) :
Address (所在地) :

Tel, telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリ)の番号) :
Contact person (連絡責任者) :

28. Information transmitted(including technical description of the plant) to the exporter or generator from the disposer of the waste upon which the latter has based his assessment that there was no reason the believe that the wastes will not be managed in an environmentally sound manner in accordance with the laws and regulations of the country of import. (廃棄物の処分者から輸出者又は排出者に送付された情報 (施設に関する技術的な記述を含む。) であって、当該廃棄物が輸入国の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がないとの処分の評価の根拠となったもの)

- Contractual agreement between exporter and importer (輸出者と処分者との間の契約)
- Authorization by the competent authority of the State of import on the disposal of waste to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分に関する輸入国の権限ある当局の承認)
- Record of performance of the disposal of wastes to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分の実績)
- Others * (その他)
* See details attached.(詳細については、資料を添付すること。)

29. SUCCESSION INTENDED CARRIER OR NEW CARRIER IN THE CASE OF FORCE MAJEURE (予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者)

The box underneath must contain the name, the address, telephone telex or fax number and the same of the contact person (以下の記入欄には、運搬者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話、テレックス又はファクシミリの番号及び連絡責任者の同様の情報が記載されていなければならない。)

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :

Tel., telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリ)の番号) :
Contact person (連絡責任者) :

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :

Tel., telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリ番号) :
Contact person (連絡責任者) :

Name (氏名又は名称) :
Address (住所又は所在地) :

Tel., telex or fax (電話、テレックス又はファクシミリ番号) :
Contact person (連絡責任者) :

30. Exporter's declaration (輸出者の申告)

On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。)

Name (氏名又は名称) :

Signature (署名) :

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。
-

17. 輸出者及び発生者 (I) による申告：

上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。

輸出者名： 日付： 署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：
発生者名： 日付： 署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

18. 添付資料の数**権限のある当局使用欄**

（以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可）

19. 輸入国／通過国 (I) の権限のある関連当局による受領確認：

国：
通告受領日：
受領確認送付日：
権限のある当局の名称：
押印及び／又は署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意 (I; 8)：

同意日：
同意発効日： 失効日：
特定条件：なし： ありの場合第 21 欄を参照 (6)：
権限のある当局の名称：
押印及び／又は署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由

- (1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (2) R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業の場合、R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1-R11 又は D1-D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
- (3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ii) に該当する場合のみ、記入すること。
- (4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
- (5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
- (6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
- (7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
- (8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は洞に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煏焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

- 1. ドラム缶
- 2. 木樽
- 3. ジェリー缶
- 4. 箱
- 5. 袋
- 6. 混合こん包
- 7. 圧縮容器
- 8. ばら積み
- 9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

運搬手段（第 8 欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1	H5.1	前ページからの続き 酸化性
	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物
	物理的特性（第 13 欄） 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）		

詳細に関して、特に医薬物の同定（第 14 欄）に関連するパーゼル条約附属書Ⅳ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びパーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。